

令和8年6月定例会 代表質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「五位堂小学校建て替えの実施設計について」

○中井政友 おはようございます。

6月議会、日本共産党を代表して質問をさせていただきます。

今の世界情勢、マスコミにも毎日のように伝えられています。今後、どのような世界になるのか。そして、世界では貧困と格差も拡大しています。平和に暮らすことさえ脅かされるのではないかと、こうした不安が私たちにも大きくなる時代になってきました。そして、今の子供たちやこれから生まれる子供たちにも私たちが何を残せるのか、そうした思いにも駆られます。

こうした中、今回は私の地元の小学校の問題、そして全市的な公共交通の問題、香芝市の歴史として編さんされていく香芝市史について質問させていただくことにしました。

五位堂小学校の基本設計は、4月21日、議会に発表されました。我が党の議員からも資料請求させていただきました。それらに基づいて質問させていただきます。

内容は、五位堂小学校の現在地に学童保育所、公立保育所、幼稚園をこども園として含む総合施設とし、プールをなくす設計案でした。

まず、第1番目の質問として、設計の全体概要を改めてお願いいたします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 令和7年度に実施いたしました五位堂小学校の基本設計業務の結果につきましては、令和8年4月21日に議員各位に配付した基本設計図書のとおりでございます。

五位堂小学校は、運動場が狭いため、その面積を十分に確保した上で、効率的に改築を進めていく必要があることから、コンクリート圧縮強度が12.2ニュートン・パー・平方ミリメートルである教室棟のほか、屋内運動場を含め、全ての棟を改築する予定でございます。

また、詳細設計等の結果を踏まえ、最終的に決定するものでございますが、財政上の観点から、国の有利な財源として公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業を活用する方針であり、民間の施設を利用している五位堂第3学童保育所のほか、五位堂保育所及び五位堂幼稚園を統合して、認定こども園として複合化する内容でございます。

なお、五位堂幼稚園につきましては、解体はするものの、事業全体とは別に運動場やその他の用途と整備することを検討しており、いまだ具体的な用途については定めてございません。五位堂保育所につきましては、建築物の解体後、五位堂小学校等のための駐車場として利用することとなる内容でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

この実施設計、次に移る期間はいつからいつまでなのか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築に係る実施設計業務の履行期間につきましては、契約日から令和8年12月28日までとさせていただきます。

なお、工事費概算書につきましては、令和8年10月15日、設計図につきましては令和8年11月19日、積算書につきましては令和8年12月3日までに設計内容をまとめた書面を提出し、本市の所管課の審査を受けた上で履行期限内に成果品として完了させることとさせていただきます。

以上でございます。

○中井政友 年度末までかかるということであります。私たちにもこういう基本設計の資料は配っていただいておりますが、この実施設計に移るとどのような変更も今後できないのでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 実施設計は、工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うとともに、工事費の適正な見積りができるように基本設計に基づいて設計意図をより詳細に具体化し、設計図書を作成する業務でございますが、設計図書を作成する過程におきまして、設計条件の変更等の必要が生じた場合には、設計内容の変更を指示することができるものでございます。

以上でございます。

○中井政友 変更する可能性もあるというお答えだったと思います。

実施設計される複合化施設の本体以外に必要と考えれば、附帯工事もあるということによろしいですか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築に当たりましては、通学路でもある小学校の敷地の北側の市道10-52号線及び東側の市道10-47号線が狭隘であるため、令和8年4月21日に議員各位に配付をいたしました基本設計図書の配置計画にあるとおり、児童の安全を確保するため、小学校の敷地内に歩道を設置するなどの工事を含んでおり、改築工事以外の附帯工事は実施する予定でございます。

○中井政友 附帯工事が市道等であるということで、また幼稚園についても用途がまた別に定められるので、さらに予算がかかるという可能性があるということだと思います。

次に、住民説明です。

住民説明会はされたのでしょうか。学校運営協議会のメンバーや自治会の役員の方々にされたのでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築に関しましては、令和8年4月20日に五位堂小学校の学校運営協議会の委員に対して、令和8年5月25日に地元自治会関係者などに対し基本設計図書を示すなどして、説明会を実施しております。それらの説明会において出された意見の内容を踏まえ、五位堂小学校の改築に係る実施設計業務の受託者と調整をした上で、今後近隣住民を対象に住民説明会の日程等について検討してまいります。

なお、住民説明会につきましては、今後改築の手法等を定めていく過程におきまして、意

匠や機能等についての意見を求めるものではなく、工事概要等を説明することを目的として実施することを検討してございます。

○中井政友 概要だけではなく、保育所や幼稚園の保護者の方々や近隣の方々などいろんな分野の方々から、説明をすることで、私たちの発想ではない身近な人たちの貴重な意見が出るかもしれません。ぜひそのような説明のないまま実施することのないようお願いしたいと思います。

今の説明会、行われた中ではどのような方からどのような声があったのかをお聞かせください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 主に改築工事の実施に伴う周辺への影響についての意見が多く、具体的には改築工事中の工事車両の通行ルート、通学路等の安全対策、改築後における小学校の防災対策等についての意見がございました。そのほか、改築工事における仮運動場、プール除却後のプール授業の実施方法、認定こども園の駐車場等についての意見はありましたが、五位堂小学校の改築や五位堂保育所、五位堂幼稚園及び五位堂学童保育所との複合化など、事業の基本的な部分に対する否定的な意見はなく、改築事業そのものについては了解いただいているものと考えてございます。

○中井政友 この計画は、前提として市がされようとしている公共施設等適正管理推進事業債、これは床面積の縮小を前提としています。4月21日の公示前、議員への資料には各教室の面積記入は図面にはありませんでしたが、入札公示後の開示された資料には、各部屋の面積と各年齢が入る予定の部屋が記載されており、1人当たりの必要面積から定員が予測できました。

各教室の面積基準にある図面を見ると、特に保育所の入所定員が少なくなっています。問題だと思います。図面を見ると、年齢記載のある部屋を年齢ごとの面積基準で割りますと、3、4、5歳児は3平米で約40人ずつ、120人ではありますが、0、1、2歳児の予定されている部屋は、面積基準から見ると合計で20人しかありません。なぜでしょうか。

○子ども家庭部長 失礼いたします。改築後の五位堂小学校に整備予定の認定こども園の定員につきましては、香芝東中学校区全体の児童数及び教育・保育の需要から、民間の保育事業者の誘致も含めまして、認定こども園での教育・保育の量の見込みを算出しております。

また、従来から公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針でお示ししておりますように、必要な利用定員数を確保するために民間の保育事業者の誘致を進めており、五位堂小学校内に整備予定の認定こども園の定員が現在の五位堂保育所及び五位堂幼稚園の定員数より少なくなることについてですが、問題であるとは考えておりません。

以上でございます。

○中井政友 私は、問題だと思っています。民間誘致をするから問題ないとは思いません。また、増えるとしても、市の予測している状況の中で、低年齢児において五位堂公立新こども園に入園したいと思われている家庭の入所枠は狭まり、待機児童が出るかもしれないこ

と、まだまだ分からない民間事業者を当てにして、問題ないと答える姿勢はよくないと思います。きちんと対応できるように計画していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

低年齢児こそ広い部屋と小さな子供たちに合った意匠、ロッカーや手洗い場、トイレ等が完備された部屋が必要ではないかと。図面を見ると、トイレの数も低年齢児では足りないと思いますが、このようなことをお答えください。

○子ども家庭部長 トイレの数につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号ロ(6)に規定されている「満一歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること」の基準を満たしていることから、適正な設置数であると考えております。

以上です。

○中井政友 頂いた図面を見ますと、隣の低年齢児の教室と併用のように見えました。トイレトレーニングは、保育士の行き届いた指導が必要です。定員配置において、改善が全国的に言われています。大規模な施設になるほど、そうして目が届きにくくなる傾向があります。そのようなことのないようにお願いします。

次の質問に行きます。

学校の工事が始まって、既に保育所入所されている幼児の入所を確保するために、新たに入るであろう0、1、2歳児の予定保育室を小さくされているのではないかと。予定されている新保育所、入り口北の余裕保育室とあるところは、図面では入所予定の年齢の記載がありません。ここは、どのように使う予定でしょうか。

○子ども家庭部長 現時点で五位堂保育所及び五位堂幼稚園を利用されている児童の保護者の皆様にも複合化に伴う認定こども園化についても説明をしていくことを考えておりますが、具体的に既存の施設を利用する正確な期限については、現時点では定まっていないため、現時点で両施設を利用している児童が既存の施設を卒園まで利用することになるか、途中で新しい施設で教育または保育を受けることになるかは、本年度、令和8年度に実施いたします詳細設計の結果を踏まえまして決定していきたいと考えております。

また、新しい認定こども園の入り口北側の余裕保育室につきましては、保育認定の児童の預かり保育や教育認定児童の延長保育等に使用することを考えております。

以上でございます。

○中井政友 そして、さらにこども園なので幼稚園の機能も基本的に図示されている年齢の教室でされようとしているのか、加えてお願いします。

○子ども家庭部長 教育認定の児童につきましても、各年齢の保育室で保育認定の児童と一緒に教育・保育をやる予定をしております。

○中井政友 さらに、この定員について聞きます。

現在の五位堂保育所の定員は120人です。こども園の入所定員は、さきの面積から推定すると140人、現在の保育所定員の120人より増えていますが、こども園と考えるなら幼稚園定員140人を加えると260人です。新しいこども園の定員は、140人と120人、大幅に入所人数が

120人も減っています。なぜこのようになるのか。現在の幼稚園140人、保育所120人、合わせて260人に及びません。保育所と幼稚園が合わさるこども園のメリット、利用者の定員増が図られない計画です。定員減のこども園とされるのかどうか、お願いします。

○子ども家庭部長 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、香芝市東中学校校区全体の児童数及び教育・保育の需要から、民間の保育事業者の誘致も含めまして、認定こども園での教育・保育量の見込みを算出しております。香芝市こども計画におきまして、本市全体の教育・保育量の見込みや確保策を計画して進めておりますので、それに準じた形となっております。

以上です。

○中井政友 香芝市こども計画というのは、こういう計画で、市が策定されています。

前段での質問に対しての返答で言わせていただきましたが、全体の量の見込みや確保方策もそれぞれの校区の見込みに具体的に当てはめねば意味がありません。全市的な数だけでは言えないと思います。東中校区は、五位堂公立保育所入所希望者が多く、待機児童も出ています。さらに、すみれ野での保育需要が高まると予想されます。新こども園は、保育所と幼稚園が合わさることでの定員増のメリットがありません。また、今議会提案の小規模保育所の条例提案もそれへの手当てになってしまうのではないかと、このように考えます。

次の質問に行きます。

こども園の低年齢児、0、1、2歳児の入所枠が狭まり、民間小規模保育所を選ばざるを得ない幼児が出ることが推測されます。小規模保育所を年齢が上がった後、連携するこども園が必要になります。しかし、この計画中の公立五位堂こども園に3歳以降に入れる余裕があるのでしょうか。小規模保育園には連携施設が必要と考えますが、どのようにお考えか、お願いします。

○子ども家庭部長 香芝東中学校校区にごぞいます民間の小規模保育事業者の連携施設は、民間の認定こども園となっております。

以上です。

○中井政友 先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、香芝東中学校校区全体の児童数及び教育・保育の需要から、民間保育事業者の誘致を含めてそういうことを考えられてるということではありますが、記載されているように公立を希望される家庭も多くあるし、五位堂保育所の希望は多く待機が出ています。入所希望者の数は推計できても、まだ誘致されるか分からない民間事業所もあるからと当てにする答弁ではよくないと思います。

次の質問に行きます。

これまでこども課等の努力で現在の保育所は、防犯カメラや幼児向けの洋式トイレの設置、また大雨時防災の対策をされてきましたが、そうした努力も無駄になってしまうのではないかと、どうでしょうか。

○子ども家庭部長 現在の保育所の施設は、五位堂小学校の新しい校舎が令和11年度中に完成する予定と聞いております。少なくともそれまでは既存の施設を使用することとなり

ますので、新しい校舎が完成後も、その後、しばらくそのままの施設を使用することになりますので、無駄になるとは考えておりません。

また、隣接する河川等の関係で、災害対策につきましても現在の保育所の敷地を駐車場として利用することとなっておりますので、必要なものであって、無駄になるとは考えておりません。

以上でございます。

○中井政友 分かりました。

根本的に、初めから大幅に減らす計画にならざるを得ない、そのためにやったと思います。これは、公共施設等適正管理推進事業債をもらうためで、公立保育所を少し残して、実際は多くの低年齢児の入所を減らす改革になっているのではと思います。低年齢児にしわ寄せが寄っていることは明らかだと思います。

次に行きます。

3月の予算委員会で五位堂小学校の建て替えを教育委員会会議にかけたのかという議員の質問に、当時の教育部長は議案として出していないと答えられました。議決されていないのでしょうか。議案でなく報告だったのでしょうか。3月議会の繰り返しになりますが、地方教育行政法に沿っていないのではないかと。教育委員会に属する権限を縛っているのではないかと。このように思いますが、どのような検討でしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築につきましては、令和7年第9回香芝市教育委員会会議8月定例会におきまして、令和7年9月香芝市議会定例会に提出する令和7年度香芝市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育に関する事務に係る部分として、五位堂小学校の改築に関することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長部局から教育委員会に対して意見聴取をしてございます。

それ以降、複数回にわたりまして教育委員らに共有をするとともに、令和8年第1回香芝市教育委員会会議1月定例会には、設計業者から提示されました設計図書の案を報告し、各委員から意見が出されてございます。

また、令和8年第2回香芝市教育委員会会議2月定例会におきましては、市長に対し、教育財産として、五位堂小学校の改築に係る財産の取得を申し出ることについて、同法律第28条第2項の規定により、教育委員会の議決を経てございます。

以上でございます。

○中井政友 報告したり、議決をしていただいたということですね。

では、関連して今回の基本設計、さらに幼稚園をこども園に統合する計画です。

この幼稚園をこども園に統合する件についても市教委で議論し、可決しなければ進められないのではないのでしょうか。認定こども園法や幼稚園法に基づかなければならないはずで。この件も議案が出されたのでしょうか。

○子ども家庭部長 その件につきましても、3月の教育委員会会議に報告という形で一応一例を示したような状況となっております。

以上でございます。

○中井政友 報告でいいのかどうかですよね。教育委員会の権限ではないかと思います。次に行きます。

現在の保育所、幼稚園も園庭の面積と新しく設計されているこども園の園庭は、入所予定定員比で比べると、1人当たりの面積は現在と比べてどのようになるでしょうか。

○子ども家庭部長 現在、保育所及び五位堂幼稚園における1人当たりの園庭の面積は8.64平方メートルとなっております。一方、五位堂小学校内に整備予定の認定こども園における園庭につきましては9.92平方メートルになっていますから、新たに整備する認定こども園のほうが広い状況となります。

○中井政友 最初言われましたように、幼稚園を除却するということですので、大変広くなるというふうにあります。この費用についても現在の計画に入っているのかどうか、そのように思います。

次に、小学校について伺います。

こども園の定員が減り教室が減るのに、逆に学童保育所の現在の3教室から4教室に増え、定員が大幅に増える案になっています。1人当たりの面積である1.65平方メートルで割ると1室当たり49人が利用できると思いますが、この計画されている定員は何人でしょうか。

また、現在五位堂学童保育所を利用している児童は何人でしょうか。

○子ども家庭部長 学童保育所の専用面積につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、児童1人につき1.65平方メートルと規定されていますが、本市では香芝市立学童保育所（放課後児童健全育成事業）の運営指針を策定しており、余裕のある育成支援のために、環境づくりといたしまして1.8平方メートルを確保するように努めていますことから、改築後の五位堂小学校内の学童保育所につきましては、専用区画面積が1.83平方メートルとなりまして、定員を160名と設定しております。

現在の学童保育所の利用児童数につきましては、令和8年5月1日現在で123人でございます。

以上です。

○中井政友 定員約40人増、160引く123で。学童保育所の1教室当たりの利用基準の40人を増やすということになると思います。低年齢児の保育所定員を狭めることに反して、学童保育所は現在増やすということになります。

次の質問です。

計画中の認定こども園の定員は何人かが定員が減り、一方で学童保育所は3教室から4教室に増えているのはなぜでしょうか。

○子ども家庭部長 失礼いたします。すいません。現在、学童保育所の定員は、暫定的な受入れを主としているもの、五位堂公民館含めまして3単位で153人が定員となっております。改築後の五位堂小学校の学童保育所におきましても大幅に定員を増やしているわけで

はございません。学童保育所の定員を拡充するために、認定こども園の定員を減少させているわけではなく、両方の面積の増減に関しましての相関関係はございません。

以上でございます。

○中井政友 現在の学童保育所の利用人数は123人ということでした。定員は153人です。1教室当たりの基準が40人なので、3教室なら120人が定員のはずです。なので、153人ではありません。

この学童保育所の特徴として、毎日全員利用されないことから、1.27倍定員超過しても許されているのが現在の市の学童保育所の実態です。なので、学童保育所を4教室、160人定員とすると、逆に200人の利用増にならない。そうならないようにお願いしたいと思います。

どう見ても保育所定員と差があります。また、根本的にどこかの施設の床面積を減らさないと、市が使おうとされている公共施設等適正管理推進事業債が使えないことから、枠を考えると両者の面積に相関関係があることは明らかです。

次に、教室の配置案に移ります。

保健室と保育室まで遠い問題です。

子供たちになるべく近いほうがよいと、小さい子供たちに近いほうがよいと考えます。校舎の北の端に保健室があり、南の端に保育室がある設計です。校舎の端と端、民間は保健室の隣に学童保育所があり、使われていません。せっかく複合化されても同一施設内の保育所までなぜ遠くなっているのでしょうか。

○子ども家庭部長 認定こども園につきましては、職員室と保健室を兼ねることができることから、職員室内に児童用ベッドを配置いたしまして、休息できる空間を創出することとしております。また、私立保育所では、児童の健康管理のために各保育所に1人の看護師を配置しているところでございます。認定こども園につきましても看護師を配置することを検討しております。

以上でございます。

○中井政友 予定であれば、140人近くの園児が通うこども園なら、近くに保健室が必要ではないか。緊急の場合はどうするのか、すぐに行けないのではと思います。

次の質問です。

1階中央にある吹き抜けの大きな階段の問題です。

吹き抜けから音の影響があると思います。図書室や障害児学級の影響、鉄道の線路からの音の影響を大きく受けます。音の敏感な自閉症児などの障害児は、特に音に敏感で困られると思いますし、図書室での読書に集中できるのかどうか、静けさへの環境対策ができるのかどうかをお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 吹き抜けの部分設けているため、音につきましては、階上または階下に広がるものではありませんが、一方で基本設計業者からは、それによって静ひつな学習環境や保育環境が損なわれるほどの影響があるとは考えられないとの見解を得ており、吹き抜けがもたらす開放感と他学年との交流を図ることができるという利点があ

と考えてございます。

また、既に他の小学校においても吹き抜け部分を設けている校舎もありますが、音について学習の妨げになるなどといった問題は生じてございません。

なお、吹き抜け部分の影響や線路に隣接していることによる影響につきましては、実施設計において、建物や各教室の防音等については設計業者とも認識を共有することとしており、よりよい学習環境及び保育環境が形成できるように努めてまいります。

以上でございます。

○中井政友 実施設計者と協議していただいて、よりよい学習環境、このまま新設されるのであればお願いしたいと思います。

先ほだ少し言われましたが、中央にある吹き抜けです。大階段では、手すりがないと。これは、どのようにお考えか。子供たちが遊んだりする場合、危ないのではないかというふうに考えますが、どのようでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 階段の手すりにつきましては、実施設計により最終的に確定するものではありませんが、建築基準法施行令第25条の規定により、適切に設置することとなると考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 その他、運動場について伺います。

運動場も1人当たり現在より狭くならないか。現在の五位堂小学校の運動場も大変狭いと言われてますが、現在の面積と基本設計の運動場の面積を比べて、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築前の運動場の面積は3,641平方メートル、基本設計図書の配置計画における改築後の運動場の面積につきましては4,678平方メートルでございます。

令和8年4月1日現在の五位堂小学校の児童数は409人であるため、それぞれ割り戻しますと、1人当たり8.9平方メートルから11.4平方メートルに増えることとなります。

以上でございます。

○中井政友 共用部分の幼稚園部分が広がるということで理解しました。

次に、通園の負担増です。

現在の保育所を除却して駐車場にする計画であれば、車を降りて入り口から入り口まで200メートル、さらに歩いてとなります。子供と歩いて通園されたり、だっこして出入りされているのが現在の状況です。子供さんや保護者の労力の負担増ではないか。この辺については、どのようにお考えでしょうか。

○子ども家庭部長 改築後の五位堂小学校の南側に認定こども園の駐車場の整備を考えております。また、費用は保護者負担となることとなりますが、紙おむつや午睡用寝具の持込みが不要になるサービスを開始しており、登校園児における保護者の負担軽減を図っている状況でございます。

以上です。

○中井政友 負担増、そのようになるかと危惧します。

次に、安全について、負担軽減のために新校舎の南の端に何台か止めれる駐車場を広げたとしても、南北の通学、通園で子供たち、保護者が多く通る道は、北から一方通行で車が入ることになり、危険ではないかと思います。この南北の道路は、平日7時半から9時まで北から南への一方通行であり、逆は通行止めですが、入所時間帯に幅のある保育所、保育園利用者にとっては、7時半から9時までには入り切れません。また、幼稚園ならさらに9時以降の通園も続いています。この安全対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 繰り返しの答弁になりますが、五位堂小学校の改築に当たりましては、通学路でもあります小学校の敷地の北側の市道10-52号線及び東側の市道10-47号線が狭隘であるため、令和8年4月21日に議員各位に配付いたしました基本設計図書の配置計画にあるとおり、児童の安全を確保するため、小学校の敷地内に歩道を設置するなどの工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 東側は川沿いと、北に市道を広げるということですが、ここまでの通学、通園についての質問をさらに続けます。

学校までの東西の道も利用者の地域のここを通る方にとって、現在の保育所から東のお地藏まで道が朝夕や雨天時、大変対向できにくく、登校児童と対向する車、また家が増えてきたことで大変朝夕は混雑します。そして、今日は子供たちは校外学習の生徒たちもいました。時間に合わせては本当に危険な状態になっています。

この解消への対策も加えて必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○都市創造部長 議員のご指摘の東西の道につきましては、道路幅員が狭く、危険な状態であるというのは認知しております。一度、現地を確認した上で、何か得策があるか検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中井政友 早く確認していただきたい。特に、朝夕のときや行事のとき、すごい子供たちが列をなして長時間通りますので、大変危ない。しかも、そこを車が左右対向する状態になります。

次に、プールの問題です。

学校のプールがもし設計どおりになくなった場合、利用する予定のプールは考えておられないのかどうか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 近隣の民間のプール施設等を利用してプール授業することを想定しておりますが、現時点で利用するプール施設が決定してるものではございません。

以上でございます。

○中井政友 先ほどもプールまでの行き、もし駅へ行くとした場合、プールまでの交通手段は考えられているのかどうか、徒歩の場合はさきのように交通事情により大変危険性があ

り、引率体制を取る教員負担が多いです。どのように教育委員会で議論されたのか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現時点で利用するプール施設が決定しているものではないため、例えば近隣にある民間のプール施設であれば、徒歩で施設に向かうことも一つであると考えております。それ以外の施設を利用する場合であれば、当然にバス等での送迎を実施する必要があると認識しております。

また、五位堂小学校からプール施設までの移動等に伴う教員の負担が生じる一方で、プールの利用に当たりましては、天候に左右されないのが計画的なプール授業ができるほか、教員による児童への指導に際して、民間のプール施設の専門的な指導員による補助を受けられるため、児童にとっても利点があり、また小学校のプールを除却することで教員のプールを管理する負担も軽減できると考えております。

五位堂小学校のプール施設の除却等につきましても、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、令和7年第10回香芝市教育委員会会議9月定例会以降、複数回にわたりまして教育委員らに共有をするとともに、令和8年第1回香芝市教育委員会会議1月定例会には、設計業者から提示された設計図書の案を報告をし、各委員からは了解を得ております。

以上でございます。

○中井政友 まだ決定していないけれども、議論は教育委員会でもしてるというお答えだと思います。

しかし、私も学校でプールの係をしたことがありますので、教職員の苦労は分かりますが、しかしプールがなくなるということは、プール授業がある限り、確保し続けねばならないという負担が市教委に科されます。これについては、どのようにお考えか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の敷地面積は非常に狭いことから、改築に当たりましては運動場の面積を確保する必要があり、また仮に五位堂小学校のプールを更新した場合、その更新費用につきましても、直近で更新を行った下田小学校の例によりますと、約1億4,000万円もの費用がかかると想定され、民間のプール施設等を利用する場合と比較すると、より費用を安価に抑えられると考えております。

さらに、民間のプール施設の使用により、天候に左右されないのが、計画的なプール授業ができるほか、教員による児童への指導に際して、民間のプール施設の専門的な指導による補助を受けられるため、児童にとっても利点があると考えられるなどの理由から、プールを除却する方針でございます。

以上でございます。

○中井政友 メリット・デメリットあると思いますが、根本的にこの計画の起こりは、公共施設等適正管理推進事業債の使用をするという計画が起こりだと思います。この実施設計が終わり、工事となった場合、**工事の期間はどのように考えられているのか**、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 改築の時期につきましても、本市にとって有利な国の財政支援として、公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業を活用する方針であ

り、その事業期間に間に合うように、時期を逸することなく必要な手続を実施する必要がある、具体的には令和8年度中には必ず工事に着手しなければならないものでございます。

工事着手の後は、令和11年度中の校舎の完成を目指してまいります。また、既存の校舎等の除却につきましては、令和12年度中に実施する予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 令和8年中、必ず着手せねばならない。急ぐことによって不測な事態が起こらないか、それが心配です。

この間の児童の遊び場の確保等は、どのようにされる予定でしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築に当たりましては、既存のプール施設を除却した上で、校舎南側の運動場部分に校舎を改築するため、工事中は運動場が狭小になりますが、可能な限りその面積を確保する方針でございます。

基本設計図書では、仮運動場は約1,000平方メートルになるとされておりますが、五位堂小学校の教職員とも協議をする中で、約1,000平方メートルの面積でありましても、児童の遊び場として使用することや、通常授業を実施することはできる見通しでございます。

一方で、運動会などの大規模な行事や、それに向けての練習などのための使用については困難であると思われるので、代替手段を検討しているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 1,000平米で、田んぼで言えば1反ぐらいですよ。これで、多くの子供たちが遊べるのかどうかは、大変、学校と相談されてるということですが、かなり我慢を子供たちに強いるのはどうかと思います。

また、行事についても、これは困難なので、どこか探されるというような回答だったというふうに思います。

それでは、スポーツ少年団もずっと、野球やサッカー、指導をされていますが、相談されているのかどうか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築工事中は、先ほども申し上げましたが、仮運動場約1,000平方メートルになるとされており、練習場所として使用することはできません、サッカーや野球等を試合形式で実施することは困難であるものと考えます。

五位堂小学校の改築に関しましては、既にスポーツ少年団にも伝えておりますが、その代替施設については、現時点で決定しているものではなく、今後調整していく必要があると考えており、五位堂小学校のスポーツ少年団とも協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 協議していく予定だということですが、なかなか代替施設を見つけることは難しいし、練習回数も限られてしまうのではないかと。長期にわたってそういう状態に置かれるのではないかとと思いますが、今後の中・長期のスケジュールをもう一度お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 現在、五位堂小学校の改築に関しましては、実施設計を

行っているところですが、工事の改築の時期につきましては、先ほどの答弁と繰り返しのようになりますが、令和11年度中の校舎の完成を目指しております。

また、既存の校舎等の除却につきましては、令和12年度中に実施する予定でございます。以上でございます。

○中井政友 中段で話しましたが、基本設計にある南の新こども園と、北の学校教室部分を入れ替え、保育室と保健室を近くにすることで子供たちが安全になるのではないかと。また、北に保育室を取ることで、駐車場化を考えられている現保育所と近くになり、移動距離も少なくなるのではないかと。というふうに思いますが、これはできるのかどうか、不可能かどうかをお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 基本設計業務につきましては、業務委託により実施しておりますが、基本設計図書の作成に当たりましては、民間の施設を利用している五位堂第3学童保育所のほか、五位堂保育所及び五位堂幼稚園を統合して認定こども園として複合化した内容でございます。

このため、設計業者と教育委員会事務局の職員だけではなく、市長部局の職員のほか、五位堂小学校長をはじめとして、関係する施設の管理者等が参加する会議を複数回実施し、課題等の共有を図るとともに、その内容を図面等に反映してございます。

最終的に、それらの内容を踏まえた上で、受託業者が専門的な知見から基本設計図書を作成しているものであるため、その変更については考えておりません。

ご指摘の趣旨のように、認定こども園の保育室と小学校の保健室との距離を近づける必要性は高くないものと考えており、認定こども園の送迎のための駐車場については、認定こども園の隣接する南側に設置していく方針でございます。

なお、現在実施設計業務を行っているところでありますが、設計図書を作成する過程において、設計条件の変更等の必要が生じた場合には、設計内容の変更を指示する場合はございます。

以上でございます。

○中井政友 私が危惧するところを幾つか上げて質問しました。それらも踏まえて設計していただけたらというふうに思いますが、南北の教室を入替えすることができず、もしこのまま建て替えを進めるとしても、現在の小学校、保育所、幼稚園の改築をそれぞれできないかと思えます。

今回の質問のように、多くの問題、課題が起こると思います。基本設計が終わり、実施設計の入札まで進んでおり、多くの予算が使われます。そして、今後さらに多くのお金、市の議会資料には現在実質市の負担は約20億円となり、さらに今後附帯工事もあります。補助金を使って少なくするとはいえ、その後の多くのお金を使うのであれば、公共施設等適正管理推進事業債という制度にこだわらず、急いで計画することなく、更新計画を進めることが香芝市全体の財政にとってもよいのではないのでしょうか。

今年度は、公共施設管理計画の更新、見直しの年です。香芝市全体の財政計画の中で、各

学校の個別計画も見直しされると思います。現在での建て替えに戻ることはできないでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、五位堂小学校は運動場が狭いため、その面積を十分に確保した上で、効率的に改築を進めていく必要があることから、コンクリート圧縮強度が12.2ニュートン・パー・平方ミリメートルである教室棟のほか、屋内運動場を含め、全ての棟を改築する予定でございます。また、実施設計等の結果を踏まえ、最終的に決定するものでありますが、財政上の観点から、国の有利な財源として公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業を活用する方針であり、民間の施設を利用している五位堂第3学童保育所のほか、五位堂保育所及び五位堂幼稚園を統合して認定こども園として複合化する内容でございます。

したがって、五位堂小学校の改築に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業の事業期間に間に合うように、時期を逸することなく必要な手続を実施する必要があることから、令和8年度中には工事に着手し、令和11年度中の校舎の完成を目指してまいります。

また、本市が示している計画や基本設計については、十分な検討を経たものであり、性急に進めているとは認識してございません。

以上でございます。

○中井政友 今回、香芝市や学校教育、保育現場や子供たち、地域にとってこの計画が本当によかったのかということで質問させていただきました。

ニュートン・パーコンクリート強度についても、当時の課長は大丈夫ですと言われていましたので、見直しされることも期待いたします。

「香芝市の公共交通に対する考えかたについて」

○中井政友 次に、公共交通について質問させていただきます。

本市の公共交通の計画は、令和3年から7年の5年間の計画で、さらに更新時期が迫っています。かつ、今年デマンドタクシー値上げが4月から行われ、公共バスの運賃改定も来年に実施されようとしています。その状況と過去の公共交通の議事録を振り返ることで、どのようなPDCAサイクルを考え、現在の状況に至ったのか、問いたいと思います。

公共交通は、全市民が共有する極めて高い公共性のある事業です。利用のしやすさ、利便性は市民全体に関わり、ぜひとも充実させていただきたいと思います。

まず、最初の質問はデマンド交通の令和7年度の新規利用登録者数について教えていただきたいと思います。

○都市創造部長 令和7年度の新規利用登録者は671人でした。

以上です。

○中井政友 分かりました。

次に、利用者数は、令和7年度と6年度を比較して変化の状況はどのようなのでしょうか。

○都市創造部長 令和7年度の利用者は4万5,481人であり、令和6年度の利用者は4万5,924人であったため、443人、率にして約1%減少しております。

以上です。

○中井政友 では、4月以降、値上げ後の利用者数の変化についてお願いします。

○都市創造部長 令和8年4月1日から5月31日までの利用者数は5,636人で、前年度の同期間が7,559人であったことから、1,923人減少しております。運行日数が異なるため単純には比較できませんが、1日の平均利用者数では約21.5%の減少となっております。また、予約の傾向についても、令和7年度の同期間における7日前予約の割合が約40%で、令和8年度は約10%減少して約30%となる一方、当日の予約割合につきましては、15%から12%増加して27%となっております。

運賃の改定前のデマンド交通につきましては、その利用が一部の方に偏っており、一部の限られた方が大きな利益を享受していた一方で、それ以外の方にとっては予約の取りにくい状況が続いておりましたが、おおむね当初の施策目的のとおり、利用の平準化を図り、当日予約も含めて予約の取りやすい状況を生み出すことができているものと考えております。

以上でございます。

○中井政友 今部長がざっと説明していただきましたが、繰り返しになるかもしれませんが、利用者数が減った理由について、もう一度お願いします。

○都市創造部長 運賃を改定したことで、利用回数の多い方については負担が増加することになって、年間利用回数の多い方の利用が抑制されたことによるものであると考えております。むしろそれは施策として意図したとおりでございまして、予約状況の改善が図られているものと考えております。

また、令和8年度は地域公共交通運賃等助成事業の初年度ということもございまして、先ほど申し上げた4月1日から5月31日までの期間については、同事業による地域公共交通の利用に係る費用の支払いに使用できる商品券の利用可能期間に入っていなかったことから、同事業による利用促進の効果はいまだ発現する前の段階でございしますので、これまでの利用状況のみをもって一連の施策を評価することは適切でないと考えております。

地域公共交通運賃等助成事業の実施と併せて考えることで、高齢者の最低限度の移動に要する負担額は、一部の利用回数の多い方を除き、実質的に値下げまたは無償化が図られることとなるため、利用の平準化と利用促進の両立を図ることができるよう、不断に工夫を加えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中井政友 少し長い答弁、申し訳ありません。

今4月から利用料を値上げしたということであり、利用者が減っているということですが、さきの前期計画には、数値目標で利用者数が出ていました。公共交通の利用促進

の目標値に達するように、それに向かって、また行っていただきたいと思います。

この公共交通には、他分野の行政との与える大きな影響があります。クロスセクター効果というものがあり、これを定量的に測るのがクロスセクター分析であります。公共交通が人々の移動を支えることで、医療や福祉、教育など複数の行政コストを軽減する効果があります。単に交通事業の収支だけではなく、全社会の支出抑制や住民生活の向上など、幅広い社会的便宜をすることが目標です。2017年、厚労省のデータによると、週1回未満しか外出しない人は週3回外出する人より要介護認定率が約2.2倍になると出ており、体の機能が落ち、フレイル化が進み、1人当たり年間介護費15万円増、医療費8万円増と出されていました。

香芝市でも介護課でお聞きすると、令和6年度と7年度比で見ると、65歳以上の新規要支援者、要介護者数は、令和7年度3,634人、令和6年度3,441人と、93人、5.6%増とお聞きしました。

もし、公共交通がなくなると、このリスクは1.4倍化し、270人がその介護の対象になり、77人増と聞きました。国交省の資料では、要支援から要介護までの平均単価給付数は60万円と出ています。77人と60万円をかけると4,620万円、これが公共交通の維持で防げる介護コスト増だけの試算例です。大きく言えば、香芝市がデマンドタクシー、コミュニティバスに年間約8,000万円で維持すれば、介護給付費だけで半分の4,620万円が抑えられている可能性が推測されます。その充実が求められるのではないのでしょうか。

利用者数の減少は、第5次香芝市前期計画の公共交通の目標や利用者数の位置と照らして反していないかどうか、お願いします。

○都市創造部長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんが、デマンド交通の運賃の改定は、第5次香芝市総合計画における地域公共交通の目標に反するものではございません。70歳以上の高齢者を対象とした地域公共交通運賃等助成事業を実施することで、令和6年度におけるデマンド交通の全利用者のうち、約45%に当たる1,101人は負担額の増加がなく、実質的に値下がる形となります。また、利用者のうち46%の方は、月額1,000円までの負担額にとどまることから、合わせて91%の方が実質的に値下げないし月額1,000円までの負担額になることになり、むしろ誰もが移動しやすい快適な暮らしの提供となるものというふうに考えております。

以上です。

○中井政友 では、公共交通運賃等助成事業、正確に言うとそうなんです。その申請状況について、現在はどうでしょうか。

○都市創造部長 令和8年6月10日、昨日までの時点で327人の方から申請がございました。その内訳ですが、プレミアム付デジタル商品券が235人、紙のプレミアム商品券が90人でございました。

以上です。

○中井政友 私も調べたんですが、正確には分からない。また、登録後、転居されたり、亡

くなった方もおられるということですが、約1万2,000人の方が利用登録していると考えれば、まだまだ少ないのではないかと思います。

デマンド交通の利用料金の値上げは、もっと慎重にすべきではなかったのかどうか、値上げの根拠についてお願いします。

○都市創造部長 慎重に判断すべきではなかったのかという部分でございますが、都市創造部をはじめ、関係所管部署において慎重に検討して立案し、市議会においても令和7年9月香芝市議会定例会において慎重にご審議いただき、デマンド交通の運賃を改定したものでございます。

以上です。

○中井政友 その理由について、幾つか質問したいと思います。

総合計画には持続可能性も出ていますが、その本来の主目的である誰もが使いやすい公共性についての考えに反していると思います。

次に移ります。

デマンド料金値上げの理由の一つとされていた利用料と利用者の偏りの整合性や低料金を問題視されていましたが、活性化協議会での合意があれば独禁法違反ではないと考えますが、この辺の見解をまたお願いします。

○都市創造部長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんが、令和5年10月1日に施行された道路運送法第9条第4項により、協議運賃に係る取扱いが変更されております。本市のデマンド交通の運賃につきましては、地域公共交通活性化協議会で合意を得るものではございません。また、地域公共交通活性化協議会での合意が違法性、阻却事由になるものとは考えておりません。

以上でございます。

○中井政友 協議会には、民間業者も何人か入られている協議会なので、そこで進められているので、違反していないのではないかと私は考えます。

これまで片道200円で活性化協議会で合意されてきました。それは、令和3年第42回から第45回の議事録には、値上げに関する議論はされていることが見れました。これまでも300円値上げなどが議論されていましたが、その際、値上げの意見に利用者の偏りが出ていなかったと思うのですが、どうでしょうか。

○都市創造部長 これまでも一部の利用者の偏りについては、地域公共交通活性化協議会において協議されております。令和2年5月29日に開催した第36回地域公共交通活性化協議会におきまして、予約の取り方に慣れている方が常に最大回数まで予約している状況であったため、最大予約回数を6回から4回に変更し、より多くの方が利用しやすい環境を提供することを目指すことについて協議が調ってございます。また、令和3年7月28日に開催した第43回同協議会及び令和3年10月19日に開催した第45回同協議会において、受益者負担額、利用回数の多い方の抑制及び新規利用者数の増加等について協議されております。

以上でございます。

○中井政友 分かりました。

でも、値上げすれば利用者の偏りが減るのでしょうか。みんなが使いにくくなっただけではないのでしょうか。利用しやすくなったのも利用者数が減少したから枠ができた、そういうことで当然ではないのでしょうか。

○都市創造部長 運賃の改定後の運行期間が2か月間という短期間を対象としたものでございますが、令和7年度につき10回以上利用されていた方の利用回数は、令和8年度において24%減少しており、一部の利用者への偏りは減少してございます。

一方で、当日予約の割合は令和7年度の同期間は利用者の約15%でございましたが、令和8年度の同期間は利用者数の約27%に増加しております。一部の限られた方が大きな利益を享受している状況から、多くの方にとって予約の取りやすい状況となることは、政策として意図するところでございます。

以上です。

○中井政友 平準化が進んでるという答えだったと思います。しかし、本当に必要な人にデマンドタクシーが使われているかどうか、このことが問題だと思います。

公共交通運賃等助成事業の申請状況について、繰り返しですが、どのようでしょうか。

○都市創造部長 先ほども答弁させていただきましたが、令和8年6月10日、昨日時点での分でございます。327人の方から申請がございました。その内訳につきましては、プレミアム付デジタル商品券が235人、紙のプレミアム商品券が92人でございました。

以上です。

○中井政友 出された値上げの時期も利用補助の提案も一緒ではなく、3月議会に助成制度が出され、高齢者に使いにくいスマホアプリから期限内で取るやり方で、高齢者に優しくなく、十分な準備をされて提案されたとは思えません。今どのように進められたのでしょうか。

○都市創造部長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんが、対象世帯におけるスマートフォン所持状況や、国が進める高齢者等のデジタル活用推進の方向性を踏まえ、原則としてスマートフォンを利用した申請方法としたものでございます。

一方で、申請に不安のある方にも対応できるよう、5月18日から29日まで市内小学校10校で説明会を開催するとともに、ふたかみクラブ連合会総会及び各老人クラブ役員に対しても十分な説明を行っております。

また、都市創造部都市政策交通課の窓口において職員が個別に説明を行っており、高齢者の方にも配慮しながら対応しております。この対応時間でございますが、1人につき大体1時間から1時間半、職員がマンツーマンで説明をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○中井政友 1人60分から90分、職員の方も大変な努力をされてるというふうに思います。このスマホを使わねばできない、500円払って2,500円の助成金、期限も切られているなど、説明会ではどのような声があったのかをお願いします。

○都市創造部長 スマートフォンからの申請については、様々なご意見がございました。対応方法について検討を進めている状況でございます。

また、令和8年6月5日時点までに補助金額及び申請期限に関するご意見はございませんでした。

なお、年齢制限について、現在70歳以上としていたところ、もう少し年齢を引き下げしてほしいなどといった声が寄せられている状況でございます。

以上です。

○中井政友 スマートフォンを使って申請することは、急に高齢者に求めても難しいし、私たち自身も難しいかなと思うかもしれません。

今後、さらなる高齢化により免許返納者も増えていく中、デマンドタクシーの登録者数や利用者数が増えると予測されます。契約しているデマンドタクシーの台数を現在の8台から増やすことはできないのでしょうか。

○都市創造部長 現時点において車両の台数を増やすことは考えておりません。

以上です。

○中井政友 さきの公共計画の実施計画中には、デマンドタクシーの利用者からのアンケートも出ていました。多くの利用者は、デマンドを使いたいと言っていました。市は、デマンドタクシー利用者の希望、そしてコミュニティバスの春の改定である程度補えるというように言われていますが、デマンドタクシーの利用者は、デマンドを使いたいと言われている現状は、ここでは理解されていないのではないかと考えました。

公共交通の意義と位置づけについて、2つ意見を述べます。

民業圧迫と地域内経済循環です。

民業を圧迫していると議事録にも出てると言われましたが、民間業者への入札はできるだけ地元業者が入札できるようにすべきではないでしょうか。香芝市は、地域内経済循環が県内で一番低いと言われています。官公需でどこまでできるのかであります。市内、県内業者を中心に受け入れるような工夫も必要ではないか。デマンドの受注も現在の1社でなく、複数でできるようにできないか。そうすることで、民業圧迫を少なくするのではないかと思います。

2つ目です。予算の使われ方について。

選択と集中が必要であれば、何十億円と大きな予算も必要なときもありますが、今回のように公共交通に使われている予算は、市民全体に関わること、特に高齢者の生活に関わるデマンドタクシーとコミュニティバスの運行、合わせて約8,000万円です。さきのクロスセクター分析でも効果が言われています。市民平等に喜ばれ、必要とされる公共交通の充実、デマンドの必要性があるのではないかと思います。

最後の質問をさせていただきます。

今回、4月からのデマンドタクシー利用の200円から500円の値上げがありましたが、コミュニティバスとデマンドタクシーを必要とする利用者層が違うと思います。これらを区別

して、助成金の在り方や目的別利用状況調査も必要と思います。それらを検証し、取組の見直しや、大和郡山市のように料金の見直しをすることも必要だと考えますが、どのようにお考えかをお願いします。

○都市創造部長 大和郡山市において実施されているデマンド交通については、本市とサービス内容が異なっております。運賃についての値下げをされたとはいえ、1乗車当たり400円と本市の500円と大きな差はなく、しかも本市においては地域公共交通運賃等助成事業を実施していることも踏まえると、市民負担は大きく軽減されており、現在のデマンド交通の運賃は高い水準であるとは考えておりません。したがって、現時点において運賃の値下げは予定しておりません。

以上でございます。

○中井政友 本当に必要な人への助成になっているのかどうかという点について意見をさせていただきます。

通院が必要な高齢者には、ほぼ全員足らない助成です。年4,000円だと月で割れば0.6回分だけで、片道にも足りません。厚労省の統計では、一般高齢者は月2回通院し、年2万4,000円の支出、要介護、リハビリ等の必要な人は月4回ならば年4万8,000円、透析の患者の方は月12回ならば年14万4,000円です。結局、この4,000円は元気で病院に行かない人以外、全員現状では足らない現状ではないでしょうか。

本市の助成額は、先ほども言われましたが、他市と比べても低いです。大和郡山市では、年間2万4,000円、橿原市では2万4,000円に透析の方は全額負担です。香芝市の4,000円は、県内でも突出して低い制度設計ではないでしょうか。月0.6回分では通院負担にもならないし、透析14万円の人と年1回しか乗らない人が同じ4,000円となっており、公平性にも問題があります。福祉性については、厚労省の通院交通費補助基準というのが月5,180円とあります。国が必要と認めた額にも達していません。ヘビーユーザーは減ったけれど、削っている人と駄目な人を区別していない状況ではないでしょうか。

アプリで一律4,000円の助成しかできない、登録方法や初回時だけの登録で済ますのではなく、現状の変化を更新することを定めて、区分ごとに助成できるようにしたり、通院回数や病名などの欄、手帳番号、配慮事項などを市が介護データなどで状況をつかむようにすれば、正確に利用者ごとに細かく助成できるのではないのでしょうか。

必要人数で必要な予算が推測できます。生駒市では、既に介護認定と連動して補助を自動増額されていると聞きました。今のままでは、一律の不十分な助成しかできません。市民の声を受け止めて、今後検証していただきたいと思います。

これで、公共交通について終わります。

「市史編纂事業について」

○中井政友 最後に、市史について質問させていただきます。

前回、当時は香芝町であり、町史ができました、昭和51年度。市史の進行状況については、3月予算議会でも文化財課長から答弁があり、市史編さん事業の選定に時間がかかったけれども、今後早々に編集委員会を予定し、予算をつけているということでありました。今の状況はどのように進んでいるのかをお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 香芝市史編さん委員会条例及び香芝市史編さん委員会規則の規定により、令和5年度に香芝市史編さん委員会を組織し、令和6年3月に同委員会を取りまとめられた香芝市史編さん基本方針に基づき、令和5年度から令和18年度までを事業期間として事業を進めております。

令和7年度には、市史の編集方針、執筆分担及び調査研究の方向性等について審議する市史編集委員会を組織するとともに、郷土資料の収集や整理をはじめ、調査研究、原稿の執筆や編集の作業を行う専門部会の委員の人選を進め、令和8年1月15日付で8つの専門部会のうち、市史編集委員会で最初に組織するように決められた民俗部会、建造物部会、近世部会及び近代・現代部会の4つの専門部会の委員を委嘱してございます。

現在は、その4つの部会で市史の原稿の執筆に必要な資料の収集をはじめ、調査研究を進めているところでございまして、令和8年度は残り4つの専門部会の委員の人選を進め、順次稼働する予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 8つのうち4つが動いてるけれど、まだあと4つ、編集委員が決まってないということで、まだしばらくかかるということですね。

今後、どのように進められようとしているのか、重なるかもしれませんが、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 繰り返しの答弁になりますが、現在4つの部会で市史の原稿の執筆に必要な資料の収集をはじめ、調査研究を進めているところでございまして、令和8年度は残りの4つの専門部会の委員の人選を進め、順次稼働する予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 一番初めに、令和5年から令和18年の設計計画だということですが、あと10年ほど、あまりに刊行までの時間が長いと、人が入れ替わったり、聞き取りされる方もお亡くなりになったりするのが歴史の流れだと思います。

そのために、市の編さんの継続性が損なわれないか。伝承される側も、貴重な証言が途絶えるのではと思います。戦後80年以上がたち、香芝市の戦前や戦後の復興を伝えられる方も少なくなっていると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 本市では、昭和51年に香芝町役場が町制約20周年を契機として香芝町史を刊行しておりますが、町制から市制へ移行以来、大阪圏へのアクセスの利便性から、急速に宅地化が進んで人口が増加し、都市化へと変貌を遂げたことにより、市民を取り巻く環境や生活スタイルも大きく変化しております。

また、文化財に関わる事項としては、香芝市二上山博物館では開館以来34年にわたって市内に所在する文化財関係資料の収集や保存に進めており、開発に伴う遺跡の発掘調査によ

り、次々と未知の遺跡や遺物が出土しており、本市の歴史像の再構築の必要に迫られております。個人所有の文化財としては、古い町並みを形成した建物をはじめ、近世から近・現代までの古文書等の地域の歴史を証する希少な資料が急速に失われつつあります。

これらは、永続的な価値を持つ本市の文化遺産であり、本市共有の財産としてこれ以上の散逸や焼失を防ぎ、記録にとどめることが喫緊の課題となっております。このため、改めて地域の歴史や伝統文化を見直し、本市の発展と文化の向上に資するため、市史編さん事業に着手してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中井政友 意義等、大変分かりますが、新しいことも分かってきますが、長くかかると文化財がなくなっていく、人も亡くなっていくのではないかと、そのように考えますので、できるだけ、なかなか難しいというふうに言われていますが、進むのが、早くまとめていただけたらというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、この市史の目的についてもお話しされましたので、これは飛ばします。

さきの町史では、地理、歴史、戦後までが多く、以降は簡単に触れられている状況でした。今後、市の歴史を埋める市史を目指されているのかどうか、繰り返しになるかもしれませんが、お願いします。

市制30年を埋めるさきの刊行された歴史を埋めたり、新たな知見を加える必要があります。どんづる峯地下ごうの調査も進んでいます。市での戦前、戦中の様子について、新たな知見が得られています。このような事項も検討していただきたいと思いますが、どのような市史を目指されてるのか、繰り返しですがお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 新しい市史は、市史編集委員会及び専門部会で調査研究された最新の学術成果を反映した内容になるものと想定しております。

市史の構成につきましては、香芝市史編さん基本方針では、通史は、第1巻、自然環境・先史時代、第2巻、古代・中世、第3巻、近世・近代・現代の3巻で構成され、通史編の基礎資料となる資（史）料編6巻の合計9巻の構成となっております。

このうち、資（史）料編では、第6巻分を近代・現代として1巻独立させて刊行をしますので、太平洋戦争からの復興をはじめとする近代・現代史も収録されるものと想定しております。

また、どの専門部会も原稿の執筆や編集作業に至っていない段階で個別の収録事項の有無について回答することは差し控えますが、基本的に市史の構成や個別の収録事項につきましては、最終的に市史編集委員会での検討及び判断で決定されることになります。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。詳しい説明、ありがとうございました。

この下部組織となる資料作りは、どのように進められるのか、一部専門部会を設置すると答弁されてましたが、どのような専門部会なのか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 専門部会には、専門委員と調査員を各4人配置をし、1部会当たり平均8人、8部会合計64人で市史編集の原稿執筆に必要な基礎資料の調査及び収集を行うこととなっております。8人の編集委員につきましては、それぞれ専門分野に通じた大学教員等であり、8つの専門部会の部会長を兼務して部会の統率を図り、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○中井政友 次に、市民参加について伺います。

編集委員の方や専門部会の方々だけではなく、市史の編集には地域の伝承を伝える方や歴史等をよく知っておられる方、市民からの意見や投稿を受け付けることで地域の多様な視点や声を反映させることができると思います。それにより、香芝市の歴史が一部の人々だけのものではなく、共有の財産として市史が位置づけられるのではないのでしょうか。どのようにお考えかをお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 市史編さん事業につきましては、令和6年3月に香芝市史編さん委員会でまとめられた香芝市史編さん基本方針の第6項におきまして、市民の参画及び参加が規定されてございます。同方針に基づきまして、市民の郷土に対する理解と愛着の醸成を図るため、香芝市史編さん委員会の委員として、識見を有する者以外に市民から選任する項目を設定して、2人を委員に委嘱してございます。

また、8つの専門部会が行う資料の調査研究につきましては、市民が所蔵する古文書に関する情報提供を受けたり、広報紙等で古い町並みの写真を募集したりするなどして、市民または市民団体との協力及び連携を図り、市史編さん事業に関わる歴史史料の発掘を進めているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 できるだけ市民の参加、あるいは貴重な声や文物で皆でつくり上げる市史にしていけたらというふうに思います。

それでは最後ですが、まだ早いことですが、作成後についての計画があればお願いします。広報活動等についての質問です。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 香芝市二上山博物館では、これまでも本市の歴史や文化財に関わる展覧会や講演会、講座等を開催しておりますが、令和5年度に市史編さん事業に着手してからは、市史編さん事業に伴って収集した古文書の展覧会や講座の開催等を通じて、市民への普及啓発を実施してございます。また、広報紙に年2回程度、市史編さん便りの掲載欄を設け、史料、調査の状況を紹介したりするなどして、市史編さん事業の周知を図っております。

以上でございます。

○中井政友 市史が完成した暁には、いろんな講演や展示会を通じて、多くの市民に情報を共有していただけるようにしていただきたいと思います。これにより、市史の目的、地域のアイデンティティーの強化や社会資源の提供、観光促進などが目的となり、多くの市民が市

史を見ても、それぞれ特徴があり、香芝市の特徴を生かした市史としてみんなに共有できるように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

これにて、中井政友の代表質問を終わります。ありがとうございました。